

航空機に搭載する無線局の点検その他の 保守に関する規程の認定制度について

平成29年5月22日

航空機局の定期検査等に関する評価会
事務局

中間取りまとめ (H26.7)

- 航空機局の定期検査時等で無視できない件数の不具合があり、引き続き無線局のチェック及び不具合低減の取組が必要
- 各社の体制と信頼性は、明確な関連付けを導くことは難しく、自社での無線局の管理の強化、継続的な信頼性向上の取組が必要
- 現時点での定期検査周期の延長は難しいため、連続式耐空証明に代わる無線局の管理要件を検討する必要



こうした課題を踏まえ、各航空運送事業者等において、引き続き不具合データの分析や信頼性向上の取組を実施

中間報告 (H28.3)

- 中間とりまとめ以降、不具合低減に向けた各社の取組は一定の効果が認められるものの、自主的な取組だけでは、不具合低減を担保できているとは言い難いため、一層の無線機器の信頼性向上につながる仕組みが必要
- 無線機器の信頼性を向上させる仕組みとして、PDCAサイクルなどの品質マネジメント・システムによる自立した予防的整備・管理の仕組みの導入が望ましい
- 新たなスキームのイメージ

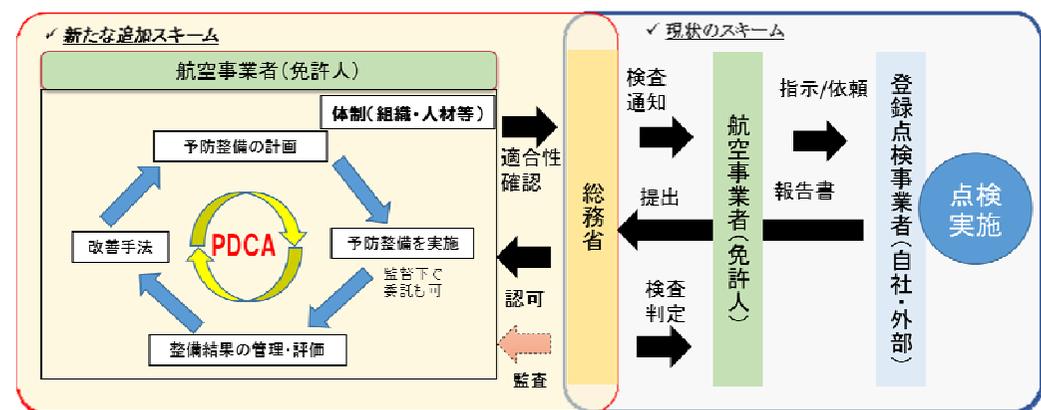
●PDCAサイクルを活用した予防的整備

要件項目(案)

- 体制(組織)
- 体制(人材・資格)
- 整備手順・品質管理、評価、改善方法
- 整備施設、作業環境等

●国に対する定期報告、監査等の実施

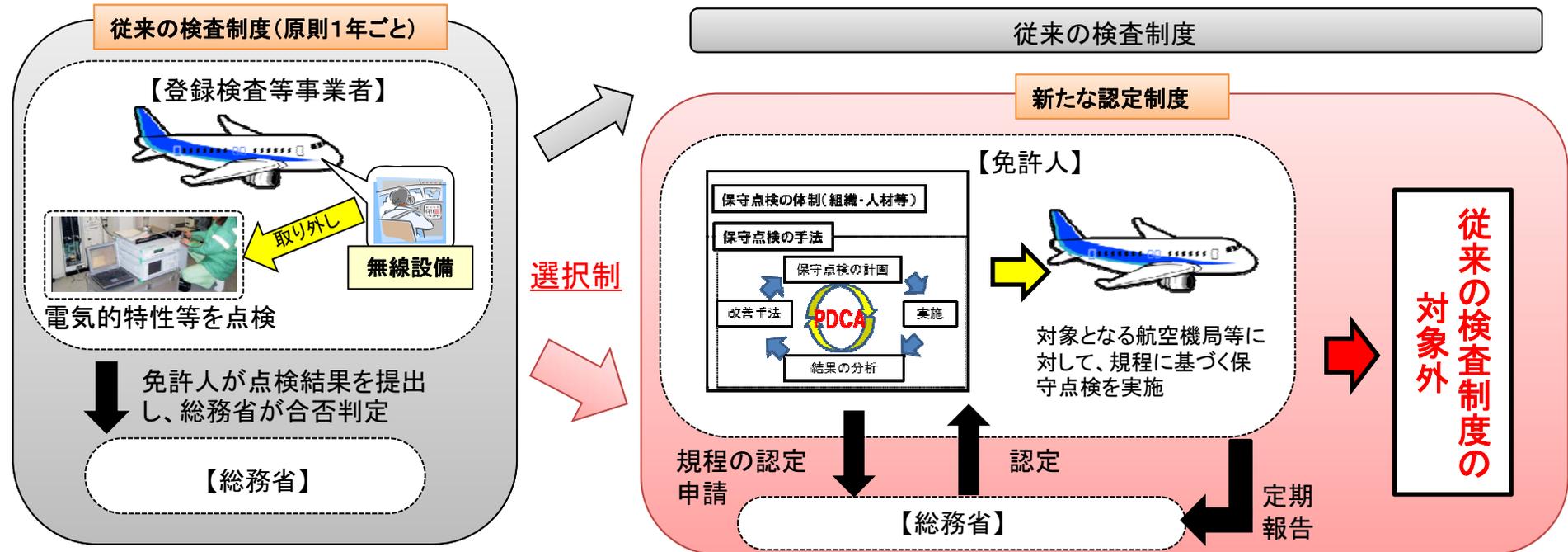
●従来の検査制度の継続利用も可能とする制度設計



本評価会におけるこれまでの検討を踏まえ、総務省において新たな制度を制定

改正の概要

- 現在、原則1年ごとの実施が義務付けられている航空機局等の定期検査に代えて、免許人が、無線設備等の点検その他の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた免許人が開設する航空機局等を定期検査の対象外とする。



当該制度を含めた改正電波法が、4月28日に参議院本会議において可決成立（5月12日公布）。

今後検討すべき主な課題

航空機局等の電波の質に係る安全信頼性を担保するため、以下の点を中心に検討

- ①無線設備等保守規程の認定に当たっての審査基準（規程に記載すべき内容）の具体化
- ②変更認定、報告義務等の規制の具体化

○衆・総務委員会(4月6日(木))

賛成多数により改正電波法が可決された。なお、以下の指摘があった。

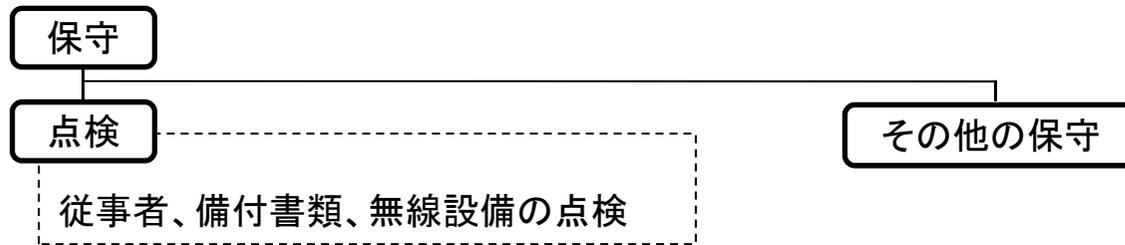
- ・航空機の無線機器の信頼性に大きな問題があったのではないか。
- ・航空機に搭載される無線設備等の安全性チェックを航空会社に任せ、国による審査、合否判定を省略する規制緩和ではないか。
- ・航空会社に技術的チェックする能力があって自社の航空機の無線設備に対して厳正なチェックができるのかが疑問。
- ・無線設備の点検について国の関与を後退させるべきではないのではないか。

○参・総務委員会(4月25日(火))

賛成多数により改正電波法が可決された。なお、以下の指摘があった。

- ・日本の航空会社で無線設備の不具合、それを原因とするトラブルが結構起こっているのではないか。
- ・航空機に搭載される無線設備等の安全性チェックを航空会社に任せ、国による審査、合否判定を省略する規制緩和ではないか。
- ・航空会社に技術的にチェックする能力があったとしても自社の航空機搭載無線設備に対して厳正なチェックができるか疑問。
- ・国が主導して、緊急に事故や不具合発生の原因を分析、究明して、可能な対策を打つことが必要ではないか。

- 航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人が申請する点検その他の保守に関する規程を認定。(法第70条の5の2第1項)



- 認定の要件は、以下(1)、(2)のとおり規程に定めてあること。(法第70条の5の2第2項)

(1) 従来の定期検査の時期を勘案し、省令で定める時期ごとに無線局の基準適合性※を確認すること

※無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格(第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。)及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないこと

(2) (1)のほか、無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること



規程に記載すべき内容(案)

- 保守を行う体制・能力の観点
- 点検手法の観点
- そのほか無線局の基準適合性を確保するために必要な事項

●総務省へ対する毎年の報告義務(法第70条の5の2第6項)

- ・認定免許人は、無線設備等保守規程に従って行う点検その他の保守の実施状況を総務大臣に毎年報告しなければならない。

航空機局等の電波の質に係る安全信頼性を担保するため、何を報告させるか検討

●変更の認定(法第70条の5の2第3項、4項)

●軽微な変更の届出(法第70条の5の2第3項、5項)

省令において変更の認定を要しない軽微事項を規定する必要がある、承認事項と届出事項の区分けを検討

●認定の取消し(法第70条の5の2第7項、8項)

- ・総務大臣は以下のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。(法第70条の5の2第7項)

(1)認定を受けた規程が、認定要件(同条第2項)に適合しなくなると認めるとき

(2)認定を受けた規程に従って点検その他の保守を行っていないと認めるとき

(3)不正な手段により認定又は変更認定を受けたとき

- ・総務大臣は上記(2)、(3)により認定を取消したとき、当該認定免許人であった者が受けている他の規程を取り消すことができる。(法第70条の5の2第8項)

- ・総務大臣は、一定の条件で免許、登録の取消しをしたときは、関連する規程の認定を取り消すことができる。(法第76条8項)

認定の取消しに至る手続(臨時の報告徴収や検査等)の要件を検討

今後の検討スケジュール(案)

